

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症となり、現在の**行政の関与を前提とした「特別な対応」**から、**季節性インフルエンザと同様の「通常の対応」**に移行

新型インフルエンザ等感染症等

主な対応

- ・入院措置などの行政の強い関与
- ・限られた医療機関による特別な対応

主な措置

- ・入院勧告・措置：あり
- ・保健所等による健康観察：あり
- ・外出自粛等要請・就業制限：あり

疾病例

- ・新型インフルエンザ
- ・SARS
- ・新型コロナウイルス感染症(～5/7)

5類感染症

- ・行政は医療機関支援などの役割に
- ・幅広い医療機関による通常の対応

- ・入院勧告・措置：なし
- ・保健所等による健康観察：なし
- ・外出自粛等要請・就業制限：なし

- ・季節性インフルエンザ
- ・風しん
- ・新型コロナウイルス感染症(5/8～)

新型コロナウイルス感染症医療提供体制等「移行計画」のポイント(高知県)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後は、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行。
その具体的な対応方針等を示した9月末までの「移行計画」を策定。

1 医療体制

◆今後の入院患者の受け止めの方針（直近のオミクロン株流行時との比較）

	直近のオミクロン株流行時	5月8日以降
① 外来対応医療機関	275機関 ※4/21時点	300機関 (4/21時点で276機関、うち公表可242機関) ※県HPで随時公表
② 入院対応医療機関	特定の病院（28病院）	全病院（119病院）
③ 最大確保病床数	343床 [軽症者用を含む] ※重症・中等症Ⅱ患者の最大入院者数は61人	178床 [軽症者用を含まない] ※重症・中等症Ⅱ患者に重点化
④ 最大入院者数	821人（第8波の最大入院者数） ※確保病床以外（医療機関クラスター等）の入院者を含む	821人（想定） ※第8波の最大入院者数に全病院で対応
⑤ 入院調整	行政（医療調整本部）が実施	原則、医療機関間による調整へ移行

2 宿泊療養施設

- 隔離目的の施設は廃止。重症化リスクの高い方などに対応する施設は引き続き確保（患者数が大幅に増加した際に再開）
 - ・ 2施設56室 ⇒ 1施設（やまもも）16室

3 相談体制

- 専用の電話相談窓口（健康相談センター、本庁問い合わせ窓口）は廃止 ⇒ 各保健所及び県担当課の対応に移行
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口：各保健所（8:30～17:15） ※夜間及び祝休日は#7119、#8000で対応
 - ・ ワクチンに関する相談窓口：健康対策課（8:30～17:15）

4 高齢者施設等における集団発生時の対策

- 施設内療養の支援や集中的検査を継続
 - ・ 全ての施設で医療機関のサポートが受けられる体制を構築
 - ・ 集団発生時には、施設からの求めに応じ、感染管理の専門家による指導等を実施
 - ・ 従事者等への集中的検査を実施
 - ・ 施設内療養やサービス継続の環境整備などへの支援を実施

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に向けた県の対応方針

		現行（5月7日まで）	移行後（5月8日から）
<p>「医療体制」、「宿泊療養施設」、「相談体制」、「高齢者施設等における集団発生時の対策」等については、医師会等関係機関との調整・協議を進め、「移行計画」を策定</p>			
1	医療費	<ul style="list-style-type: none"> 検査、外来、入院等の医療費は公費負担 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、保険診療による自己負担 〔高額なコロナ治療薬の費用は、公費支援を9月末まで継続。 入院医療費は、高額療養費制度の負担を一部軽減。〕
2	自宅療養者支援	<ul style="list-style-type: none"> 陽性者フォローアップセンター 発生届の対象外となった方などが登録し、自宅療養 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
	自宅療養者支援	<ul style="list-style-type: none"> 買い物などが困難な方に食料を配布 	<ul style="list-style-type: none"> 終了
3	療養期間	<ul style="list-style-type: none"> 教育現場 出席停止（原則、発症翌日から7日間） <small>※幼保、小・中学校、高等学校、大学、専門学校など</small> 	<ul style="list-style-type: none"> 出席停止 <small>※期間については、文部科学省において、「原則、発症翌日から5日間かつ症状軽快後1日経過するまで」を案とし、4月22日までパブリックコメントを実施し、その後決定</small>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛（原則、発症翌日から7日間） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の判断（療養する場合の目安は、発症翌日から5日間かつ症状軽快後1日経過。発症翌日から10日間は、マスク着用を呼びかけ）
4	濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> 外出自粛（原則、感染者との最終接触日を0日として5日間） 	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者の特定、外出自粛の要請は行わない <small>※家族等が新型コロナに感染した場合、発症翌日から特に5日間は体調に注意し、マスクの着用や重症化リスクの高い方との接触を控えるよう配慮</small>
5	無料検査	<ul style="list-style-type: none"> 県内157か所で実施 ※4/12時点 	<ul style="list-style-type: none"> 終了
6	ワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> 特例臨時接種（無料接種）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度は特例臨時接種（無料接種）を継続
7	第三者認証制度（あんしん会食推進の店）	<ul style="list-style-type: none"> 3,286店を認証 ※4/13時点（新規申請受付は2月6日で終了） 	<ul style="list-style-type: none"> 終了
8	コロナ対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議 県内の感染状況に応じて、随時開催 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
	対応の目安（ステージの分類）	<ul style="list-style-type: none"> 判断指標に基づき感染ステージを判断し、対応方針を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 廃止
9	感染状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> 毎日公表（感染者数、病床占有率、クラスター発生状況等） 	<ul style="list-style-type: none"> 週1回、保健所圏域ごとの定点把握による感染者数を公表 <small>※アラートの発信（季節性インフルでは、流行期、注意報、警戒）については、国の動向を踏まえて設定</small>
10	県民・事業者へのお願い	<ul style="list-style-type: none"> 感染対策、会食、外出・移動 県民・事業者に対して、基本的感染対策の徹底や、感染ステージに応じた対応等をメッセージにより呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 県から一律に求めることはなくなり、個人や事業者の判断に委ねる 県民・事業者が自主的に感染対策に取り組めるよう、情報を提供 <small>別紙 感染症法上の位置付け変更に伴う基本的感染対策へ</small>
	イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント開催については、県への「感染防止安全計画」の提出が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 全てのイベントについて、「感染防止安全計画」の提出は不要

感染症法上の位置付け変更に伴う基本的感染対策について

今後の方針・考え方（令和5年5月8日から）

国の基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策については、以下の観点を踏まえた対応に転換します。

- ①主体的な選択を尊重し、**個人や事業者の判断に委ねることを基本**とします。
- ②国や県として**一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む**こととなります。
国や県は、**個人や事業者の判断に資するような情報の提供**を行います。

<個人の対応>

項目	今後の考え方
マスクの着用	<ul style="list-style-type: none">・個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする・受診時や医療機関・高齢者施設を訪問する時などの一定の場合は、マスクの着用を推奨（別添参照）・新型コロナウイルス感染症に感染した場合、発症翌日から10日間は、マスクの着用を推奨（家族等が感染した場合、発症翌日から特に5日間は体調に注意し、マスクの着用や重症化リスクの高い方との接触を控えるよう配慮）
換気対策、手指消毒	<ul style="list-style-type: none">・一律に対応を求めることはしないが、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
3密の回避	<ul style="list-style-type: none">・一律に対応を求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方については、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染対策として有効（避けられない場合は、マスク着用が有効）
飲酒の場などでの「献杯・返杯」	<ul style="list-style-type: none">・個人の判断に委ねることを基本とするが、発熱などの症状がある場合は、控えることを推奨

<事業者の対応>

項目	対応の効果など	今後の考え方
入場時の検温	<ul style="list-style-type: none">・発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性がある	一律に対応を求めることはしない
入口での消毒液の設置	<ul style="list-style-type: none">・手指の消毒・除菌に効果・希望する者に対する手指消毒の機会の提供が可能	
アクリル板、ビニールシートなどのパーティション（仕切り）の設置	<ul style="list-style-type: none">・飛沫を物理的に遮断するものとして有効・エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が必要	

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

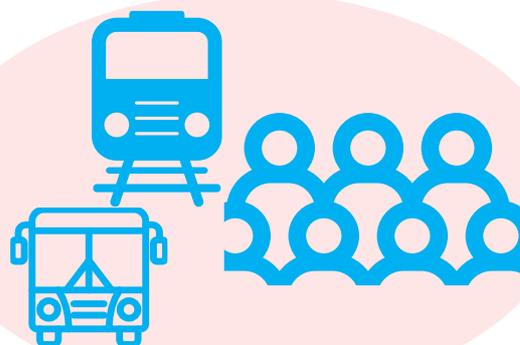
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

